

全国&全東京対象の特許等助成金の申請要件

全国対象の助成金

弁理士会「特許出願等援助制度」

提供者	日本弁理士会
助成対象	(国内)特許、実用新案、意匠、商標出願
	対象外: <ul style="list-style-type: none"> ・外国出願 ・PCT国際出願 ・新規性喪失の例外の利用をした出願 ・出願済みのもの ・分割出願
申請者	個人: 本人及びその配偶者の援助申請時の年収額(賞与を含む)の合計額下記基準以下の場合 [別表1]特許出願等援助規則施行細則
	中小企業: (a) 設立から7年以内であって、直近の年間純利益が500万円を超えない、 (b) 設立から7年を超え、かつ直近の年間純利益がゼロ円以下であり、特許出願等の手続費用を支払うと会社の経営が困難になる場合
	大学、TLO: 特許出願等の手続費用を支払うことが困難な場合
申請時期	出願前
助成金	特許出願…最大15万円 実用新案登録出願…最大10万円 意匠登録出願…最大7万円 商標登録出願…最大5万円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・回数制限 申請は、同一会計年度内で2件まで 援助は、同一会計年度内で1件まで ・申請者 申請者と願書に記載された出願人とは完全同一 ・不採択になっても、内容調整後再度申請可能 ・他の助成制度と同時利用不可(外国出願向けの助成と同時利用可)

	<ul style="list-style-type: none"> 採択率:30%ほど (出所: 弁理士白書第4編 日本弁理士会の活動状況)
公式HP	特許出願等援助制度 日本弁理士会

JST「知財活用支援事業(権利化支援)」

提供者	JST(国立研究開発法人科学技術振興機構)
助成対象	PCT国際出願の <ul style="list-style-type: none"> ・PCT出願段階 ・国内移行段階(日本への移行費用を除き)
申請者	大学等に限る (国公立大学、承認TLO、大学共同利用機関、高等専門学校)
申請時期	通年、ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ・PCT出願支援申請は、最先の優先日の6ヶ月後 ・指定国移行支援申請は、優先日から24ヶ月後
助成金	対象経費の8割
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・件数制限:毎年30件以内 ・毎年4月、募集要項(要件等)が更新される
公式HP	権利化支援 概要:知財活用支援事業

ジェトロ「外国出願費用の助成」

提供者	ジェトロ(日本貿易振興機構)
助成対象	(外国)特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願
申請者	<p>中小企業: 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業 (法人格を有しない個人事業者を含む) (地域団体商標については、事業共同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む)</p> <p>中小企業者で構成されるグループ: グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者</p>

申請時期	国内出願後、外国出願前 例年、5月から第1回募集、7月から第2回募集、9月から第3回募集
助成金	対象経費: 採択可否通知後、実績報告書提出締切日まで 助成率: 対象経費の2分の1以内 上限額: ・1中小企業者あたり300万円以内 ・1申請案件あたり: 特許 150万円 実用新案、意匠、商標 60万円 冒認対策商標 30万円
注意事項	・回数制限 1種別あたり5案件まで ・令和5年度東京範囲で特許33件を採択 (出所: 令和5年度採択事業者リスト)
公式HP	外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)

ジェトロ「外国出願審査請求費用の助成」

提供者	ジェトロ(日本貿易振興機構)
助成対象	特許庁の外国出願補助金 を利用した外国 特許 出願に限る
申請者	中小企業: 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号 までに規定された要件に該当する企業 (法人格を有しない個人事業者を含む) 中小企業者で構成されるグループ: グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者
申請時期	外国出願後、外国特許庁へ審査請求前(審査請求期間内) 例年、6月から募集開始
助成金	対象経費: 交付決定日から実績報告書提出まで発生した下記経費 ・外国特許庁への審査請求料 ・審査請求と同時に行う補正費用 ・審査請求に要する国内代理人・現地代理人費用 ・審査請求に要する翻訳費用 助成率: 対象経費の2分の1以内 上限額:

	1事業者あたり60万円以内 審査請求書1件に対する20万円
公式HP	外国出願「審査請求」費用の助成(中小企業等外国出願中間手続支援事業)

ジェトロ「外国出願中間応答費用の助成」

提供者	ジェトロ(日本貿易振興機構)
助成対象	特許庁の外国出願補助金 を利用した外国 特許 出願に限る 下記から「 拒絶理由通知 」を受領している案件に限る <ul style="list-style-type: none"> ・米国特許商標庁 (USPTO) ・欧州特許庁 (EPO) ・中国国家知識産権局 (CNIPA) ・韓国特許庁 (KIPO) (欧州調査報告への応答を含む) 「 新規性 」、又は「 進歩性 」が指摘された案件に限る
申請者	中小企業: 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号 までに規定された要件に該当する企業 (法人格を有しない個人事業者を含む)
	中小企業者で構成されるグループ: グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者
申請時期	拒絶理由通知受領後、応答前(拒絶理由通知の指定期間中) 例年、6月から募集開始
助成金	対象経費: 交付決定日から実績報告書まで発生した下記経費 <ul style="list-style-type: none"> ・中間応答(意見書、補正書、その他各国が求める資料の提出)に係る手数料 ・中間応答要する国内代理人・現地代理人費用 ・中間応答に要する翻訳費用 助成率: 対象経費の2分の1以内 上限額: 1事業者あたり30万円以内
注意事項	・同一案件の各国について複数の申請を行うことはできませんが、1カ国・地域ごとに申請書を作成する必要があります
公式HP	外国出願「中間応答」費用の助成(中小企業等外国出願中間手続支援事業)

全東京対象の助成金

東京都「外国特許出願費用助成事業」

提供者	東京都知的財産総合センター
助成対象	外国特許出願 (その他、実用新案、意匠、商標出願対象の助成金あり)
申請者	中小企業者(会社及び個人事業者): 令和5年度 外国特許出願費用助成金【募集要項】 中小企業団体 一般社団・財団法人
申請時期	例年、5月から第1回募集、10月から第2回募集
助成金	対象経費: 同年4月1日から、2年8か月後まで 助成率: 対象経費の1/2以内 上限額: 400 万円 (ただし、出願に要する経費のみの場合は、300 万円)
注意事項	・回数制限: 同一年度の交付決定は、一中小企業者等につき一件 ・他の助成制度と同時利用不可 ・平成28年度で特許20件を採択 (出所: 東京都における知財活動の概要)
公式HP	外国特許出願費用助成事業 東京都知的財産総合センター